



湖東三山館あいしょう

軽トラ朝市 出店者大募集



湖東三山館あいしょうでは 軽トラ朝市の出店者を募集しています。

自分で栽培した新鮮な野菜・果樹・花・加工品、或は パン・ケーキ・お菓子など自慢の一品を軽トラにて販売してみませんか。オリジナルな栽培方法や固有技術を生かした商品作りなど、皆さんの腕前をご披露ください。是非、あなたのアイデアを軽トラ朝市に生かしましょう！

◆開催要領

1 開催日時 第1回目 平成27年11月8日(日)
準備 午前8時30分～
開場 午前9時～12時30分



2 出店資格 愛荘町内と周辺地域の方および団体

3 出店場所 湖東三山館あいしょうの駐車場(指定場所)

4 出店品目 農産物、果樹、花、菓子類、加工品、手工芸品など

5 出店募集数 30名程度

6 出店料 500円/1台1回

7 出店条件 出店は、本事業の目的及び主旨に賛同するとともに、自分の軽トラの荷台を使って販売して頂きます。農産物については、出店前に栽培履歴の提出をお願いします。その他の販売に関しては、臨時営業許可書や移動食品の営業許可書をお持ちの方に限ります。



※詳しくは、「湖東三山館あいしょう軽トラ朝市」の募集要項を愛荘町のHPをご覧ください。

8 出店申込み 出店を希望される方は、所定の登録申請書、同意書、出店申込書の提出をお願いします。

9 募集期間 平成27年9月2日(水)～9月25日(金)

10 問い合わせ先 湖東三山館あいしょう 愛荘町役場秦荘庁舎 商工観光課
☎0749-37-2333
☎0749-37-8057

湖東三山館あいしょう軽トラ朝市開催要領

1. 目的

湖東三山館あいしょう（以下「本施設」という。）の駐車場で、出品者が丹精込めて作られた安心・安全な農産物・果物・花、あるいはパン・ケーキなどの加工品や工芸品を軽トラック（以下「軽トラ」という。）の荷台を店舗にして定期的に販売することにより消費者、生産者、商工業者が一体となって、交流を深め、地域のにぎわいを図ることを目的とします。

2. 開催日時および場所

開催日時および場所は次のとおりとする。

日時	毎月第4日曜日	8：30～	9：00	開店準備
		9：00～	12：30	営業
		12：30～	13：00	後始末
場所	愛荘町松尾寺 1395 番地 1 本施設 駐車場の一部			

3. 主催者

軽トラ朝市は、一般社団法人愛荘町秦荘観光協会（以下「協会」という。）が主催する。

4. 後援

愛荘町

5. 出店資格

出店資格は、本事業の目的に賛同する愛荘町内と周辺地域の個人・法人および団体とする。

6. 出店募集数

軽トラ30台程度

7. 出店者の確保

毎イベント時、10台の出店を確保するように努める。

8. 出店ルールの遵守

(1) 協会は、次の事項について出店者に遵守させなければならない。

①協会の指示に従い、健全な営業に努めること。

②出店に関する事故、販売に関するトラブル等について、出店者が一切の責任を負う。

- ③出店名義の又貸しや委託販売等の禁止。
- ④出店時刻、退店時刻の厳守。
- ⑤食品衛生法に基づく許可は、出店者があらかじめ取得する。また、食品の販売に必要な表示（名称・原材料・食品添加物名・消費期限または賞味期限・製造者等）を行う。
- ⑥出店者はお客様に不安感や嫌悪感を与えるような服装、言語および態度は慎むこと。
- ⑦値札などの販売するすべての備品および、つり銭等については各自用意すること。

(2) 出店品目は次のとおりとする。

- ①農産物、果樹、花、菓子類、加工品、手工芸品など
加工品は、食品の営業許可を受けた施設内で製造されたものに限る。
- ②各種団体活動のPR
- ③その他、協会が適当と認めるもの。

(3) 清掃

出店場所およびその周辺は、出店者が責任を持って清掃を行い、販売の際に発生したゴミ等については、出店者が責任を持って回収し、持ち帰ること。

(4) 開催中止

- ①天候不良、落雷等の際は、開催を中止する場合がある。なお、開催の中止の判断は協会が行い、開催当日の午前8時に決定する。中止の場合は、協会が午前8時以降に各出店者に連絡をする。
- ②予備日での開催はしない。この場合に生じる損害については、協会は一切補償しない。

(5) 個人情報の取扱いと出店登録の取消し

- ①反社会的勢力排除のため、出店者の個人情報を警察に照会することがある。出店者は次のいずれにも該当しない者であること。また、登録後、該当すると認められた時は登録を取消す。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、

直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に
利用するなどしている者
キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
暴力団員または暴力団密接関係者と認められた時は出店できない。

- ②個人情報の取扱いについては、適正な管理を行い、他の目的には一切使用しない。
- ③会場で撮影した写真等は、テレビ、新聞、雑誌、インターネット等へ掲載する場合がある。

9. 募集および応募方法

- ①広報、防災無線、ホームページにより町内に向け募集すると同時に、情報誌等で町外へ募集する。
- ②登録を希望される出品者は登録申請書（様式1）と同意書（様式2）を協会に提出する。
- ③登録申請書を受理した協会は出店内容を確認のうえ登録決定した後、登録確認書（様式3）を申請者に発行する。
- ④出店者は各開催日ごとに別紙出店申込書（様式4）を協会へ開催日の21日前までに提出する。農産物・果樹の出品者は栽培履歴を、加工品などは営業許可書を一緒に提出する。
- ⑤協会は出店の可否を開催日の7日前までに出店者に対して連絡をする。
- ⑥出店者が出店をキャンセルする場合は、速やかに協会まで連絡すること。無断で出店をキャンセルした場合は、以後の出店を認めない場合がある。

10. 出店費用 1台1回 500円

開催日当日、開始時間までに協会へ納付する。

11. 広報・宣伝

- ①軽トラ朝市の案内看板設置。
- ②のぼり旗を作成し、会場内外に設置する。
- ③ホームページによる広報。
- ④マスコミ機関を利用した積極的なパブリシティの活用。

12. その他

- ①販売場所は協会で決定し通知する。
- ②設営に必要なテント、テーブル、椅子等の備品は出店者で準備すること。

- ③電源、水道が必要な場合は、別途相談となります。
- ④食中毒等の防止措置を講じるとともに、食品衛生について注意すること。
- ⑤販売価格の設定、金額表示、現金の収受、管理は出展者で行う。

13. お問い合わせ先

- 湖東三山館あいしょう 電話0749-37-2333
愛知郡愛荘町松尾寺1395番地1
- 愛荘町役場商工観光課 電話0749-37-8057
愛知郡愛荘町安孫子825番地

(様式1)

軽トラ朝市登録申請書

一般社団法人 愛荘町秦荘観光協会
代表理事 村西和雄 様

(出店者) 住所

氏名

㊟

私は、貴会が開催される軽トラ朝市の開催趣旨に賛同して、下記の通り軽トラ朝市登録申請書を提出します。

登録者名			
登録者住所	〒 ー		
電話番号		FAX 番号	
携帯番号		車両番号	
メールアドレス			
予定している農産物等			

(様式4)

軽トラ朝市出店申込書

一般社団法人 愛荘町秦荘観光協会
代表理事 村西和雄 様

(出店者) 住所

氏名

㊟

私は、下記開催日の軽トラ朝市に出店したいので下記の通り申込します。尚、出店に際しては「軽トラ朝市開催要領」を遵守します。

開催日	平成 年 月 日 (日)		
出店者名			
出店者住所	〒 ー		
電話番号		FAX 番号	
携帯番号		車両番号	
メールアドレス			
出品物			

※許可書が必要となるものを販売する方のみ、許可証の提出をしてください。

湖東三山館あいしょうへの出店に際しての
確約書及び同意書

(様式2)

住 所

氏 名

生年月日 大・昭・平 年 月 日 (歳)

連絡先電話番号

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をした場合や、①に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき、又は②の確約に反することとなった場合には、直ちに出店が取り消されても異議を申しません。

これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

また暴力団又は暴力団員との関係を調査するために、警察署等の関係機関に私の出店申込みに関する情報を提供することに同意します。

① 本件取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来に渡っても該当しないことを確約します。

- ア 暴力団
- イ 暴力団員
- ウ 暴力団員でなくなった時から6年を経過しない者
- エ 暴力団準構成員
- オ 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団などに属している者
- カ その他前各号に準ずる者

② 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ア 暴力的な要求行為
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴会の信用を毀損し、又は貴会の業務を妨害する行為
- オ その他前各号に準ずる行為

平成 年 月 日

一般社団法人 愛荘町秦荘観光協会

代表理事 村西和雄

【裏につづく】

責任者及び使用人一覧表

販売品目	
出店責任者氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日
住 所	

従事者

従事者 ①	氏 名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日
	住 所	
従事者 ②	氏 名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日
	住 所	
従事者 ③	氏 名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日
	住 所	
従事者 ④	氏 名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日
	住 所	